

伊勢崎市公立保育所等個別施設計画 (案)

令和 2 年 1 月策定
(令和 7 年〇月改訂)

目次

第1章	計画策定の目的	1
第2章	計画期間、対象施設.....	1
1	計画期間	1
2	対象施設	1
第3章	現状と課題	2
1	現状.....	2
2	課題.....	2
第4章	対策の優先順位の考え方	4
第5章	個別施設の状態等	5
第6章	対策内容、実施時期、費用.....	13
第7章	今後の対応方針	17

第1章 計画策定の目的

地方公共団体においては、過去に整備された公共施設等が今後一斉に更新時期を迎えるのに対し、財政状況は厳しく、人口減少と高齢化の進行も相まって、長期的な視点から財政負担の軽減や平準化、施設の適正な配置等を進めていくことが求められています。

本市においても、昭和50年代から60年代にかけて、公共施設やインフラ資産を集中的に整備してきました。しかし、これらの多くは、建築後30年以上が経過し、老朽化が進んでおり、今後更新費用が増加することが予想されます。

こうしたなか、本市では「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を平成28年8月に策定、令和4年3月に改訂いたしました。総合管理計画では伊勢崎市が所有する施設の状況や、更新にかかる費用の推計、施設区分別の方針等を示していますが、施設毎の具体的な整備については、各個別施設計画に委ねられることになりました。

こうした経緯を受け、本計画は、総合管理計画のうち幼保・こども園及びその他施設（こども保育課所管施設）について、今後の具体的な対応方針をとりまとめるとともに、更新費の縮減と市民サービスの確保の両立を図ることを目的に個別施設計画として策定したものと位置づけられています。

第2章 計画期間、対象施設

1 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和32年度までとし、以下の計画期間に区分します。

- ① 短期：令和7年度から令和11年度（5年間）
- ② 中期：令和12年度から令和16年度（5年間）
- ③ 長期：令和17年度から令和32年度（16年間）

2 対象施設

本計画で対象とする公共施設は、本市が所有する幼保・こども園及びその他施設（こども保育課所管施設）とします。

第3章 現状と課題

1 現状

本市が所有する幼保・こども園及びその他施設は、令和4年度末において、物置等の小規模構造物を除き、6施設（9棟）で総延床面積は3,552.71㎡となっています。これらはこども保育課が所管する全ての建物財産であり、本計画で対象とする施設です。

また、建築後の経過年数をみると、昭和50年度から平成28年度にかけて整備され、大規模改修が必要な時期の目安とされる築30年を経過した建物は4棟で、計2,189.81㎡あります。また、壁等の設置により既存建物を改造した結果、床面積が増加し新たな取得財産となった建築物を含めると、老朽化対策を要する建物は6棟で、計2,246.12㎡となり、施設全体の63%を占めています。

配置を見ると、保育所民営化による公立施設廃止等の影響から、中心市街地近郊、境地区に集中的に配置されています。

2 課題

老朽化の進んでいる施設で大規模改修の実績がないものについては、効果的な改修を行うことにより、長寿命化を進めて更新費の縮減を図る必要があります。

また、地区別人口構成の変化に伴う利用者数の変化に合わせ、将来的な統廃合等を視野に入れた施設の改修、更新に取り組む必要があります。

なお、保育所は乳幼児を預かる要配慮者利用施設であることから、施設の改修、更新の際は入所児童の多様な行動や動線に配慮した設計を心掛けるとともに、機能性と安全性を兼ね備えた建材や設備仕様等を取り入れる必要があります。

更新の際は、民間の活力を視野に入れ、効率的な運営を図るとともに、「第3次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の内容を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化の推進を図る必要があります。

幼保・こども園及びその他施設（こども保育課所管施設）一覧（令和４年度末時点）

地区	施設名	運営 形態	棟名称	延床面積 (㎡)	建築年度	経過 年数
北	第四保育所	直営	保育舎	512.63	昭和 50 年度	47
			調理室	51.20	平成 1 年度	33
			玄関ホール	27.35	平成 12 年度	22
			保育舎(増床部分)	28.96	平成 12 年度	22
			(別棟)※	(119.37)	(令和 2 年度)	(2)
			(渡り廊下棟)※	(11.85)	(令和 2 年度)	(2)
	ChaCha Children Isesaki	民間 委託	保育室	508.60	平成 16 年度	18
南	第二保育所	直営	保育舎	405.47	昭和 57 年度	40
殖蓮	第三保育所	直営	保育舎	662.13	昭和 55 年度	42
境	境いよく保育 所	直営	保育舎	746.79	平成 28 年度	6
	境ひので保育 所	直営	保育舎	609.58	昭和 59 年度	38
合計	6 施設			3,552.71		

※第四保育所園舎リース（債務負担行為）にて借上中の別棟及び渡り廊下は令和 7 年 9 月までのため、取得するのは令和 7 年 10 月

第4章 対策の優先順位の考え方

今後の施設の対策については、棟ごとの重要性（A～C）及び老朽化度（A～C）に基づき、優先順位を決めて実施することとします。

棟ごとの重要性については、地域毎の保育需要、周辺民間施設の配置状況、利用状況、コストの状況等により判断することとします。また、利用する児童の特性、配慮を必要とする状況等から公立保育所の意義、維持存続させる必要性も充分踏まえたうえで総合的に判断します。

老朽化度は経過年数を基本としますが、劣化・損傷の程度や耐震性等についても考慮して判断することとします。

重要性

A…入所需要の動向から施設の機能を実質的に確保、存続させる必要がある建物（棟）

B…入所需要の動向から施設の機能を実質的に確保、存続に向けて検討する必要がある建物（棟）

C…入所需要の動向から施設の機能を実質的に確保、存続させる必要がない建物（棟）

老朽化度

A…建築後または大規模改修後、10年未満の建物

…（建築後の経過年数が法定耐用年数の半分以下の建物）

B…建築後または大規模改修後、10年以上20年未満の建物

…（建築後の経過年数が法定耐用年数未満の建物）

C…建築後または大規模改修後、20年以上の建物

…（建築後の経過年数が法定耐用年数以上の建物）

建物の改修や建替えの際には、まず重要性を基本とすることとし、これに老朽化度を加えて総合的に判断することで優先順位を決めていきます。

具体的には重要性がAの建物は老朽化度が高い建物から優先的に対策を講じます。また、重要性がBの建物は老朽化度を考慮のうえ他との統合や複合化を含めて対策を検討します。重要性がCの建物は基本的に取壊しを前提としたうえで、対策を検討していきます。

第 5 章 個別施設の状態等

本章では、第 3 章の現状と課題を踏まえたうえで幼保・こども園及びその他施設（こども保育課所管施設）について、施設ごとの状態を示します。

なお、表中の法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）」に基づいたものです。

＜個別施設の状態等＞

・第四保育所

本保育所は、定員 90 人の公立保育所です。令和 4 年 4 月 1 日現在で 81 人の児童が入所しており、本所所在地域及び近接区域内における保育の必要量は低年齢児を中心に増加傾向にあります。今後も地域における児童福祉の向上のために運営を継続していく必要があり、暫くは安定した保育需要が見込まれることから、重要性は A となっています。

これまでも小規模な施設改修は行っていますが、建築後の経過年数が 47 年のため、老朽化度は C となっています。

調理室・玄関ホール、保育舎（増床部分）も、保育所一体施設となるため、重要性は A となります。また、建築後の経過年数はそれぞれ 33 年・22 年となりますが、保育所と一体施設のため、老朽化度は C となります。

施設名称	第四保育所					
設置目的・機能	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、保育所を設置。					
運営形態	直営					
棟名称	保育舎	調理室	玄関ホール	保育舎(増床部分)	別棟 (リース契約R7.9まで)	渡り廊下棟 (リース契約R7.9まで)
構造	RC造	S造	S造	RC造	LGS造	LGS造
建築年度	昭和50年度	平成元年度	平成12年度	平成12年度	令和2年	令和2年
経過年数	47年	33年	22年	22年	2年	2年
法定耐用年数	47年	31年	34年	47年	27年	27年
利用状況	90人					
コスト	660,572円/人					
大規模改修	H27,R4	無	無	無	無	無
劣化・損傷	外壁にひび割れみられる。	無	無	無	無	無
重要性	A	A	A	A	A	A
老朽化度	C	C	C	C	A	A

R C 造…鉄筋コンクリート造

S 造…鉄骨造

L G S 造…軽量鉄骨造

本所は利用状況や将来的なニーズなども踏まえながら、維持管理を基本とした整備を進めます。

また、大規模改修の際にはバリアフリー、ユニバーサルデザインの導入を検討します。

・ChaCha Children Isesaki

本保育所は、定員45人の民間保育所（無償貸付）であり、令和4年4月1日現在で49人の児童が入所しています。

i タワー花の森住宅（市営住宅）の建物内の一部に設置された保育所であり、住宅居住者・電車通勤保護者、近隣住民の園児の利用があり、今後も安定した保育需要が見込まれることから、重要性はAとなっています。

また、経過年数が18年のため、老朽化度はBとなっています。

施設名称	ChaCha Children Isesaki
設置目的・機能	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、保育所を設置。
運営形態	民間委託
棟名称	保育室
構造	SRC造
建築年度	平成16年度
経過年数	18年
法定耐用年数	70年
利用状況	45人
コスト	—
大規模改修	
劣化・損傷	目地等に一部劣化がみられる。
重要性	A
老朽化度	B

SRC造…鉄骨鉄筋コンクリート造

本所は利用状況や将来的なニーズなども踏まえ、現状の維持管理を基本とした整備を進めます。

また、大規模改修の際には、バリアフリー、ユニバーサルデザインの導入を検討します。

・第二保育所

本保育所は、定員60人の公立保育所です。令和4年4月1日現在で44人の児童が入所しており、本所所在地域及び近接区域内における保育の必要量は低年齢児を中心に増加傾向にあります。今後も地域における児童福祉の向上のために運営を継続していく必要があり、暫くは安定した保育需要が見込まれることから、重要性はAとなっています。

平成29年に内装の一部改修を行っていますが、建築後の経過年数が40年のため、老朽化度はCとなっています。

施設名称	第二保育所
設置目的・機能	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、保育所を設置。
運営形態	直営
棟名称	保育舎
構造	RC造
建築年度	昭和57年度
経過年数	40年
法定耐用年数	47年
利用状況	60人
コスト	516,768円/人
大規模改修	H29
劣化・損傷	建具に不具合がみられる。 内装にひび割れがみられる。
重要性	A

RC造…鉄筋コンクリート造

本所は利用者の特性や将来的なニーズなども踏まえながら、維持管理を基本とした整備を進めます。

また、大規模改修の際にはバリアフリー、ユニバーサルデザインの導入を検討します。

・第三保育所

本保育所は、定員90人の公立保育所です。令和4年4月1日現在で79人の児童が入所しており、本所所在地域及び近接区域内における保育の必要量は低年齢児を中心に増加傾向にあります。今後も地域における児童福祉の向上のために運営を継続していく必要があり、暫くは安定した保育需要が見込まれることから、重要性はAとなっています。

令和元年度（Ⅰ期）で内装の一部改修を行い、令和5年度（Ⅱ期）で残りを実施予定ですが、建築後の経過年数が42年のため、老朽化度はCとなっています。

施設名称	第三保育所
設置目的・機能	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、保育所を設置。
運営形態	直営
棟名称	保育舎
構造	RC造
建築年度	昭和55年度
経過年数	42年
法定耐用年数	47年
利用状況	90人
コスト	518,290円/人
大規模改修	R1
劣化・損傷	内装にひび割れがみられる。
重要性	A
老朽化度	C

RC造…鉄筋コンクリート造

本所は利用者の特性や将来的なニーズなども踏まえながら、維持管理を基本とした整備を進めます。

また、大規模改修の際にはバリアフリー、ユニバーサルデザインの導入を検討します。

・境いよく保育所

本保育所は、定員90人の公立保育所です。令和4年4月1日現在で74人の児童が入所しており、本所所在地域及び近接区域内における保育の必要量は低年齢児を中心に増加傾向にあります。今後も地域における児童福祉の向上のために運営を継続していく必要があり、暫くは安定した保育需要が見込まれることから、重要性はAとなっています。

なお、本所は平成28年度に建設（建替え）された建物であり、建築後の経過年数は6年のため、老朽化度はAとなっています。

施設名称	境いよく保育所
設置目的・機能	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、保育所を設置。
運営形態	直営
棟名称	保育舎
構造	S造
建築年度	平成28年度
経過年数	6年
法定耐用年数	34年
利用状況	90人
コスト	437,469円/人
大規模改修	無
劣化・損傷	無
重要性	A
老朽化度	A

S造…鉄骨造

本所は利用状況や将来的なニーズなども踏まえながら現状の維持管理を基本とした整備を進めます。

・境ひので保育所

本保育所は、定員90人の公立保育所であり、令和4年4月1日現在で54人の児童が入所しています。本所所在地域及び近接区域内における保育の必要量は、一定水準を維持しており、今後も地域における児童福祉の向上のために運営を継続していく必要があることから、重要性はAとなっています。

令和3年度に一部外壁の塗装及び一部空調の更新は行っていますが、建築後の経過年数が38年の木造園舎のため、老朽化度はCとなっています。

施設名称	境ひので保育所
設置目的・機能	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、保育所を設置。
運営形態	直営
棟名称	保育舎
構造	木造
建築年度	昭和59年度
経過年数	38年
法定耐用年数	22年
利用状況	90人
コスト	535,976円/人
大規模改修	R3
劣化・損傷	屋根の劣化、塗装の剥がれがみられる。 外壁にクラック、塗装の剥がれがみられる。
重要性	A
老朽化度	C

本所は、将来的な保育ニーズや地域の動向も踏まえ、大規模改修や境いよく保育所との統合も検討していきます。

＜平成２８年度からこれまでの取り組み＞

建物等の長寿命化事業

実施年度	施設名称	実施内容	金額(円)	延床面積(㎡)
R4年度	第四保育所	耐震補強等改修工事	46,761,000	512.63

建物等の大規模改修事業

実施年度	施設名称	実施内容	金額(円)	延床面積(㎡)
H29年度	第二保育所	内部改修工事(床、壁、天井、建具ほか)	8,499,600	—
H30年度	第四保育所	外構改修工事	486,000	—
H30年度	第二保育所 第三保育所 第四保育所 境ひので保育所	厨房トイレ衛生対策工事 (リモコン型ウォシュレット洋風便器化、自動水栓洗面化、LED照明化、換気扇改修及び内装改修)	5,508,000	—
R1年度	第三保育所	内部改修工事(園舎東側の壁、床、天井、建具、LED化ほか)	11,957,000	—
R2年度	境いよく保育所	外構フェンス等改修工事(フェンス撤去、門扉フェンス新設)	539,000	—
R3年度	境ひので保育所	外壁外改修工事(外壁、木部、鉄部塗装及び空調更新)	7,260,000	—
R4年度	第四保育所	門扉等改修工事(門扉撤去新設及び駐輪場新設)	2,178,000	—
R4年度	境ひので保育所	屋外プール改修工事(塗装ほか)	1,265,000	—

設備等の更新事業

実施年度	施設名称	実施内容	金額(円)	延床面積(㎡)
H29年度	第四保育所	プール改修工事(FRP製)	2,376,000	—
H30年度	第二保育所	乳児室空調設備更新工事	972,000	—
H30年度	第二保育所 第三保育所 境ひので保育所	自動火災報知設備更新工事	1,015,200	—
R2年度	境ひので保育所	4歳児室空調設備改修工事	1,210,000	—
R2年度	境ひので保育所	厨房排気ファン改修工事	2,442,000	—

建替え事業

実施年度	施設名称	実施内容	金額(円)	延床面積(㎡)
H28年度	境いよく保育所	新園舎の建築工事	168,436,800	746.79
H28年度	境いよく保育所	新園舎の電気設備工事	21,168,000	—
H28年度	境いよく保育所	新園舎の機械設備工事	64,692,000	—
H28年度	境いよく保育所	新園舎の外構工事	12,474,000	—

第6章 対策内容、実施時期、費用

本章では、第4章や第5章での内容を踏まえたうえで、今後の建物の対策内容や実施時期、及び対策費用について棟ごとに示します。

対策内容	更新の考え方
大規模改修	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、当初水準以上に機能を向上させる建物に関する改修工事（長寿命化工事を含む）、社会的水準を満たすための改修工事及び設備機器の更新工事等の大規模改修の必要がある場合に採用します。
統合	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、現在の施設が需要に対して過大であることや管理効率が悪いことなどから、類似施設と機能集約する場合に採用します。他の施設に統合される場合、当該建物は原則として取壊しとなります。

第四保育所

施設名称 (棟名称)	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期 令和7年度～令和11年度	中期 令和12年度～令和16年度	長期 令和17年度～令和32年度		
保育舎	昭和50年度	512.63	A	C	大規模改修 (照明、給排水、空調)	大規模改修 (外壁塗装屋上防水、空調)	大規模改修 (外壁塗装屋上防水、電気、衛生、ガス、空調、換気)	512.63	132,400
調理室	平成元年度	51.20	A	C				51.20	
玄関ホール	平成12年度	27.35	A	C				27.35	
保育舎 (増床部分)	平成12年度	28.96	A	C				28.96	
別棟 (リース契約 R7.9まで)	令和2年度	119.37	A	A	実施なし	実施なし	大規模改修 (外壁塗装屋上防水、衛生、給排水、空調、換気)	119.37	20,000
渡り廊下棟 (リース契約 R7.9まで)	令和2年度	11.85	A	A				11.85	

本所は、安定した保育需要が見込まれ、今後も地域の児童福祉の向上のために運営を継続する必要があることから、維持保全を基調とした大規模改修を実施します。

令和2年度にリースを開始した別棟及び渡り廊下棟については、令和7年10月に取得予定となっています。

法定耐用年数を超えて使用するために不可欠な大規模改修工事として、上記の表のと通りの改修を行います。短期、中期、長期で実施する対策工事は、各設備の法定耐用年数等の期間に概ね応じた実施を基本としますが、設備の重要度、劣化状態、緊急性などに応じて実施時期を見直し又は調整し、状態監視保全の考え方に則った実施を検討します。

また、短期で実施する照明等改修（LED化改修）では脱炭素化推進事業債の活用を検討します。

なお、本所は要配慮者に対して保育を提供する施設であることから、大規模改修に併せてバリアフリー、ユニバーサルデザインを取り入れた改修を実施します。

ChaCha Children Isesaki

施設名称 (棟名称)	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期 令和7年度～令和11年度	中期 令和12年度～令和16年度	長期 令和17年度～令和32年度		
保育室	平成16年度	508.60	A	B	実施なし	〃	〃	508.60	0

本所は、市営住宅と一体で整備された施設であり、建物全体としての法定耐用年数は70年であります。今後も安定した保育需要が見込まれることから、計画期間内では、現状の機能維持を継続します。

第二保育所

施設名称 (棟名称)	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期	中期	長期		
					令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和32年度		
保育舎	昭和57年度	405.47	A	C	大規模改修 (電気)	大規模改修 (外壁塗装屋上防水、給排水、空調)	大規模改修 (ガス、衛生、空調、換気)	405.47	95,400

本所は、安定した保育需要が見込まれ、今後も地域の児童福祉の向上のために運営を継続する必要があることから、維持保全を基調とした大規模改修を実施します。

法定耐用年数を超えて使用するために不可欠な大規模改修工事として、上記の表のと通りの改修を行います。短期、中期、長期で実施する対策工事は、各設備の法定耐用年数等の期間に概ね応じた実施を基本としますが、設備の重要度、劣化状態、緊急性などに応じて実施時期を見直し又は調整し、状態監視保全の考え方に則った実施を検討します。

なお、本所は要配慮者に対して保育を提供する施設であることから、大規模改修に併せてバリアフリー、ユニバーサルデザインを取り入れた改修を実施します。

第三保育所

施設名称 (棟名称)	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期	中期	長期		
					令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和32年度		
保育舎	昭和55年度	662.13	A	C	大規模改修 (電気)	大規模改修 (外壁塗装屋上防水、給排水、空調)	大規模改修 (衛生、ガス、空調、換気)	662.13	106,000

本所は、安定した保育需要が見込まれ、今後も地域の児童福祉の向上のために運営を継続する必要があることから、維持保全を基調とした大規模改修を実施します。

法定耐用年数を超えて使用するために不可欠な大規模改修工事として、上記の表のと通りの改修を行います。短期、中期、長期で実施する対策工事は、各設備の法定耐用年数等の期間に概ね応じた実施を基本としますが、設備の重要度、劣化状態、緊急性などに応じて実施時期を見直し又は調整し、状態監視保全の考え方に則った実施を検討します。

なお、本所は要配慮者に対して保育を提供する施設であることから、大規模改修に併せてバリアフリー、ユニバーサルデザインを取り入れた改修を実施します。

境いよく保育所

施設名称 (棟名称)	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期	中期	長期		
					令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和32年度		
保育舎	平成28年度	746.79	A	A	実施なし	実施なし	大規模改修 (外壁塗装屋上防水、衛生、給排水、ガス、浄化槽、空調、換気)	746.79	132,600

本所は、安定した保育需要が見込まれることから、今後も運営を継続する必要があります。平成28年度に建替えを行っていることから、設備の状態を監視し、長期での大規模改修を検討します。

境ひので保育所

施設名称 (棟名称)	建築年度 (年度)	延床面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期	中期	長期		
					令和7年度～令和11年度	令和12年度～令和16年度	令和17年度～令和32年度		
保育舎	昭和59年度	609.58	A	C	大規模改修 (電気、照明)	大規模修繕 (給排水、空調)	大規模改修 (外壁塗装屋上防水、衛生、ガス、空調、換気)	609.58	98,900

本所は現時点では保育需要が比較的少ないものの、今後の利用ニーズは高まることが予想されるため、維持保全を基調とした大規模改修を基本とします。

法定耐用年数を超えて使用するために不可欠な大規模改修工事として、上記の表のと通りの改修を行います。短期、中期、長期で実施する対策工事は、各設備の法定耐用年数等の期間に概ね応じた実施を基本としますが、設備の重要度、劣化状態、緊急性などに応じて実施時期を見直し又は調整し、状態監視保全の考え方に則った実施を検討します。

また、短期で実施する照明等改修（LED 化改修）では脱炭素化推進事業債の活用を検討します。

なお、本所は木造園舎で老朽化が著しい施設であることから、施設の状態や将来的な保育需要、私立保育園の動向を見ながら、境いよく保育所との統合の検討を図ります。

※点検・診断及び修繕は適宜実施します。

※費用については、過去保育所でおこなった工事から、単位あたりの費用を算出して試算します（空調配管：986,000 円／基、照明設備：6,000 円／㎡、衛生設備 320,000 円／㎡（トイレ）、外壁塗装外：18,000 円／㎡、換気設備：12,000 円／㎡、電気設備：21,000 円／㎡、給排水設備：22,000 円／㎡、ガス設備：87,000 円／㎡（調理室））。最終的な対策工事費は、物価が高騰している状況を考慮し、単価から試算した費用に短期、中期、長期ごとの補正率（短期：1.3、中期：1.4、長期：1.5）を乗じて、最終的な対策工事費とします。

第7章 今後の対応方針

総合管理計画では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現の基本的な取り組みとして「総量の適正化」「長寿命化の推進」「効率的な管理・有効活用」を設定した上で、個別具体的な取り組みを進めることとしています。

本計画では、令和3年度までの計画的な施設整備を示していますが、これを確実に実行していくためには、総合管理計画の用途別の基本的な方針に基づき、かつ今後の本市の財政動向や社会環境の変化を見据え、次の更新費縮減の実施項目に取り組み、公共施設の安定的な管理運営を推進していくこととします。

- ・今後の需要見込みを踏まえ、重要性の低い建物については、統廃合に取り組み、施設の需要と立地のマッチングを図ります。
- ・大規模改修の際には機能的な耐用年数の延長を可能にする改修内容を織り込むとともに、当該施設の需要の変化に対応し、施設の陳腐化を回避します。
- ・建替え、大規模改修にあたっては新工法などの導入に積極的に取り組み、工事費の縮減を図ります。
- ・ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、バリアフリーの推進、ユニバーサルデザインの導入及び「第3次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の内容を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化の推進を検討するとともに、民間活力の活用についても検討し、効率的な施設運営や行政サービスの維持向上を図ります。

本計画に基づく個々の施設の更新等にあたっては、「伊勢崎市総合計画」との整合性を確保していくとともに、本計画で定めた内容についても必要に応じて適宜見直していくこととします。

伊勢崎市公立保育所等個別施設計画

令和2年1月策定

令和7年〇月改訂

本計画策定課

福祉こども部こども保育課

電話：0270-27-2751（ダイヤルイン）